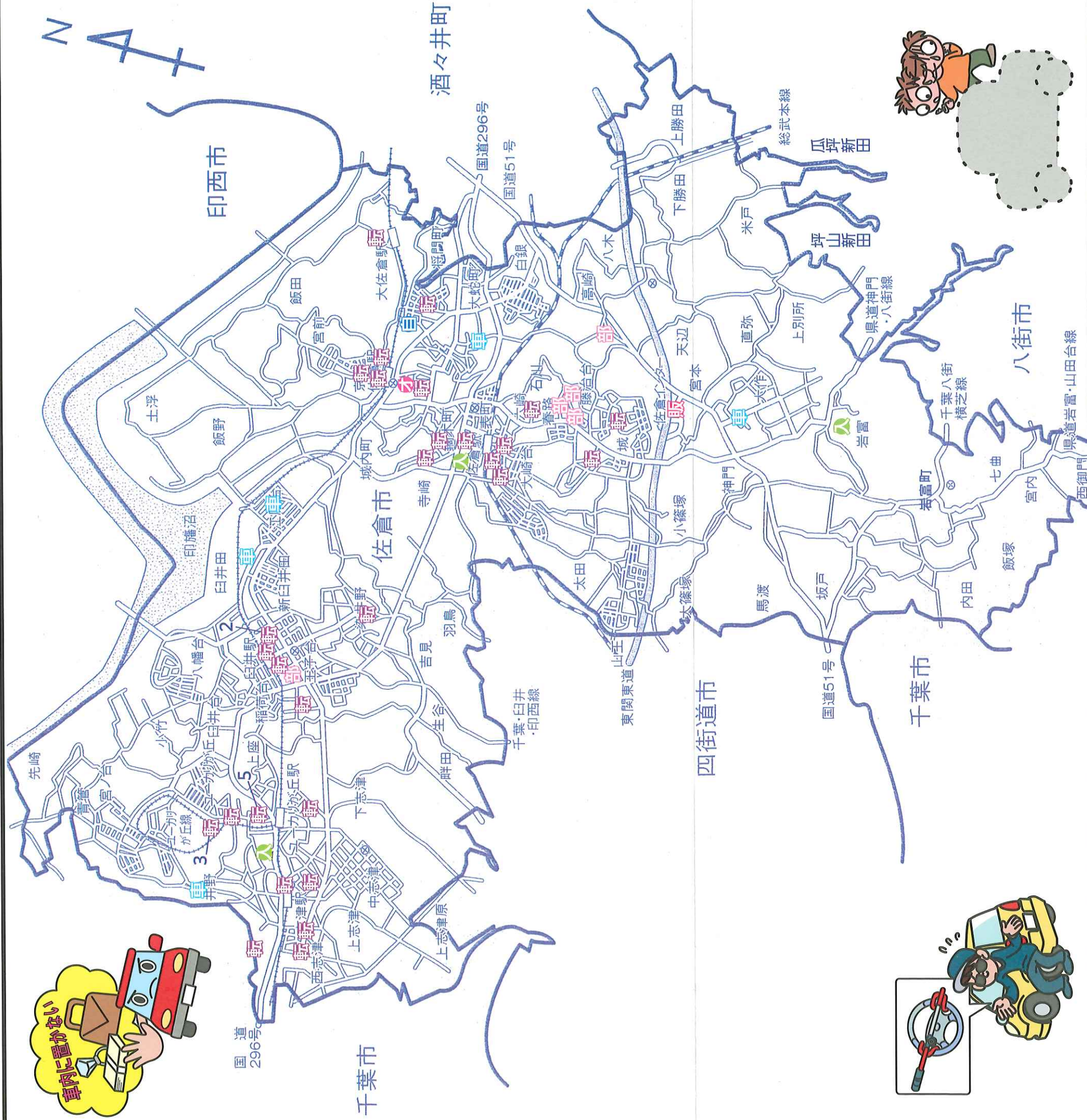


令和6年

8月・9月中の

あなたのまわりで発生した  
自転車盗・車上ねらい等です。



## お知らせ

### あなたの自転車が狙われています!!

千葉県内では、令和6年2月末までに1,239件の自転車盗難が発生しています。  
盗まれた自転車の約7割以上が無施錠です!  
「自転車」であっても、盗む行為は、窃盗です。窃盗罪は、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

- 「自転車用コインパーキング」に入れたから鍵は掛けない!」はダメ!  
お金を入れれば誰でも持って行けます。
- 「すぐに戻る、面倒だから鍵を掛けない!」はダメ!  
すぐに戻るからといって鍵を掛けましょう。
- 「自宅敷地内なら大丈夫!」はダメ!  
自宅敷地内であっても油断せず、鍵を掛けましょう。
- 「鍵は掛けた!でも盗まれた!」ってこともある。  
基本施錠のほかにワイヤー錠を  
るなど、ツーロックで盗難対策を実施  
しましょう。「ワイヤー錠」「馬てい  
錠」様々な錠があります。鍵は100  
円ショップでも買えます。

大事な自転車を泥棒から守りましょう!!

## 8月・9月中の発生件数

| 犯罪事件 |        | 8月  | 9月  |
|------|--------|-----|-----|
| 転    | 自転車盗   | 17件 | 19件 |
| 販    | 自転車盗   | 1件  | 0件  |
| 車    | 車上ねらい  | 3件  | 2件  |
| 入    | 侵入盗    | 2件  | 1件  |
| 部    | 部品ねらい  | 0件  | 5件  |
| 才    | オートバイ盗 | 0件  | 1件  |
| 自    | 自動車盗   | 0件  | 1件  |

佐倉警察署管内防犯組合連合会・佐倉警察署



# 地域活動中の事故にご注意ください！

佐倉市内で、自治会活動・ボランティア活動中に、活動者がケガをしたり、付近の車に損害を与える事故が発生しています（令和5年度：傷害5件・損害賠償1件）。

これまでに実際に起こった事故事例の一部をご紹介しますので、地域活動の参考にいただき、引き続き安全な活動へのご協力をお願いいたします。

## 1 傷害補償の事故事例（活動者のケガに対する補償）

### （1）イベント等の準備・片付け中の事故

- イベント準備中、物品を運んでいる際に、段差で転倒した。
- 安全確認のため、コースの下見中に濡れた落ち葉で足を滑らせ転倒した。
- 会場撤収時に、可動式の机の天板をたたむ際に、指を挟んだ。



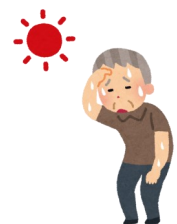
### （2）見守り活動・パトロール活動中の事故

- 防犯パトロール中、道路わきの段差で足をとられ転倒した。
- 子ども見守り活動中、路上でつまずき転倒した。



### （3）木の伐採・草刈り活動中の事故

- 木の枝を伐採中、木が倒れてきて梯子から落下した。
- 伐採した木につまずき、転倒した。
- チェーンソーが木にはじかれたはずみで腕を切った。
- チェーンソーの使用時、手袋とともに手がチェーンソーとカバーの隙間に挟まれた。
- 他の参加者が付近で使用していた刈払い機に接触した。
- 草刈り活動中に参加者が熱中症になった。



＊ ＊ ＊ 事故を起こさないために ＊ ＊ ＊

下記のような工夫を行い、事故を未然に防ぎましょう。

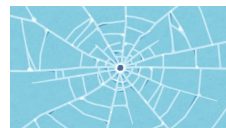
- ・ 休憩時間を確保し無理のない活動計画とする（特に夏季は熱中症にご注意ください）。
- ・ 指導者及び参加者の健康状態に配慮する。
- ・ 活動場所に危険がないか確認を行う。
- ・ 作業前に、作業中に予想される危険について話し合いを行う。



## 2 賠償責任補償の事故事例（活動中に他人の身体・財産に損害を与えた際の補償）

### （１）木の伐採・草刈り活動中の事故

- 草刈り機の使用中に小石を飛ばし付近に停まっていた車両を傷つけた。
- 枝の伐採中に、枝が落下し通行車両に当たった。



### （２）その他の活動中の事故

- 作業中に、他人から借りた物品を紛失してしまった。

#### 刈払い機・チェーンソーの事故にご注意ください！！

刈払い機・チェーンソーによる事故が多く発生しています。ご使用の際は以下の事項を参考に、安全に留意して作業を行いましょう。

- ☐ ヘルメット・保護メガネ・手袋・安全靴等の防護具を装着する。
- ☐ 自動車や家屋の近くで作業する場合は防護ネットを使用する。
- ☐ 草刈り機に飛散防止カバーを取り付ける。
- ☐ 作業前に小石や枝等の除去を行う。足場の確認やつまづく物がないか確認する。
- ☐ 刃に挟まった異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う。
- ☐ 立ち木の伐採作業を行うときは、倒れる方向、転がる方向にも細心の注意を払い、自分自身の避難場所・経路もあらかじめ決めておく。
- ☐ 障害物や地面などにぶつかって起きる刃の跳ね（キックバック）に注意する。
- ☐ 事前に機器の点検を行う。



## 3 活動中に事故にあったら/事故を起こしてしまったら…

### <佐倉市市民公益活動補償制度（令和6年度）>

自治会等が行う公益活動（清掃・防災・防犯・福祉活動等）中に起きた事故を対象とし、市が補償を行う制度です。事故が発生した場合は、自治人権推進課にご相談ください。

※事故報告の際は、団体の活動計画や当日の参加者名簿等の書類のご提出が必要です。

※活動内容や事故の状況によって対象とならない場合があります。



▲佐倉市公式HP  
「佐倉市市民公益活動  
補償制度について」

#### 活動者のための補償です。イベントの来場者等は、補償対象外です。

#### ○主な補償内容

- ◆傷害補償…死亡100万円、入院1日1,500円、通院1日1,000円 等
- ◆賠償責任補償…身体賠償 限度額 1人6,000万円（限度額 1事故2億円）、  
対物賠償 限度額 1事故100万円 等

※事故が発生する危険性が高い活動を実施される際は、別途保険に加入することもご検討ください。

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行／千葉県後期高齢者医療  
広域連合

所在／〒263-0016  
千葉市稲毛区天台6-4-3  
国保会館内

編集／総務課

電話 043-216-5011  
FAX 043-206-0085

URL  
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

# ちば広域連合だより

第37号

千葉県人口**6,275,423**人(令和6年10月1日現在) 被保険者数**981,261**人(令和6年9月30日現在)  
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

**マイナ保険証をお持ちでなくても  
これまでどおりの医療を受けられます**

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

**令和6年12月2日以降、紙の保険証は新たに発行されなくなります。  
新たに被保険者になる方などには「資格確認書」を交付します。**

**令和6年12月2日以降、医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使い  
いただけます(有効なものに限ります)。**

・マイナ保険証

・紙の保険証

・資格確認書

## ●マイナ保険証

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。  
健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの  
顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

## ●紙の保険証

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証は、  
最長で令和7年7月31日まで引き続き使用できます。

## ●資格確認書

令和6年12月2日以降、新たに千葉県の後期高齢者医療制度  
に加入する方には申請いただくことなく被保険者番号や負担  
割合等を記載した資格確認書を交付します。  
資格確認書はお住まいの市町村からお届けします。



## ※後期高齢者医療制度における資格確認書の暫定的な運用について

国は、後期高齢者医療制度における令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、  
令和6年12月2日以降、新たに被保険者となる方や紛失に伴う再交付申請等する方には、  
マイナ保険証の保有状況にかかわらず、保険証と同じように一定の窓口負担で受診できるよう、  
「資格確認書」を交付することとしました。

なお、この間、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)は通知しません。

## ○マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

利用登録の解除申請はお住まいの市町村で受け付けます。申請方法等については、お住まい  
の市町村にお問い合わせください。

利用登録を解除するとマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなく  
なりますので、健康保険証または資格確認書をご使用ください。



マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお問い合わせ

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分



## 医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等がかかった医療費の額をお知らせするために、下記のとおり発送しています。

| 発送月            | 対象診療月              |
|----------------|--------------------|
| 令和6年10月（発送済）   | 令和6年 1月から令和6年 5月まで |
| 令和7年 2月上旬頃     | 令和6年 6月から令和6年10月まで |
| 令和7年 6月上旬頃（予定） | 令和6年11月から令和6年12月まで |



### ●確定申告にご利用になる際の注意

対象診療月が、令和6年11月から12月までの医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

令和6年11月から12月までの医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。

## 令和6年分の確定申告をされる方へ

お問い合わせ先 納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

### 後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

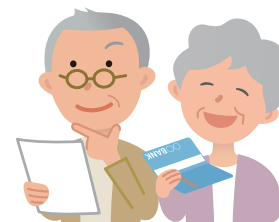
#### ●特別徴収の方(年金から保険料を天引きされている方)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

#### ●普通徴収の方(口座振替や納付書によりお支払いされている方)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族の方など)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付した方の社会保険料控除の対象となります。



## 確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

- 所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
  - 住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。
- ※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給している方でも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

### 申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

〈主な減免事由〉

- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 障害を負った又は長期の入院により収入が激減した
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

# 健康状態を確認しましょう

1年に1回、健康診査を受けることで

- ◎自分が健康であることを、確かめることができます
- ◎自覚症状が出る前に、病気のきざしを知ることができます
- ◎病気を予防したり、病気の悪化を防いだりするための生活の工夫を知るきっかけになります



すでに病院を受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立たせることができます。

令和2年度以降に受診した健診結果は、マイナポータルでも閲覧できます。

※結果の反映は受診から数か月期間を要します。

後期高齢者医療制度に加入されている方の健康診査は、**無料で受診できます。**

健康診査の実施時期や内容、申し込み方法などは、実施する市町村ごとに取り扱いが異なりますので、**詳細についてはお住まいの市町村窓口にお尋ねください。**

※他県の施設に入所している千葉県後期高齢者医療被保険者の方については、広域連合へお尋ねください。



広域連合ホームページ

## 令和5年度の一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

千葉県の一人当たりの医療給付費は、77万4,982円となり、前年度76万2,746円と比較し約1.60%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。



|             | 令和5年度         | 前年度(令和4年度)    | 増減                  |
|-------------|---------------|---------------|---------------------|
| 医療費の総額      | 8,002億8,236万円 | 7,514億6,510万円 | 488億1,725万円(+6.50%) |
| 医療給付費の総額    | 7,301億3,265万円 | 6,871億4,905万円 | 429億8,360万円(+6.26%) |
| 一人当たりの医療給付費 | 77万4,982円     | 76万2,746円     | 12,236円(+1.60%)     |

令和5年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。  
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

## 医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

### ●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など)に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

### ●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。

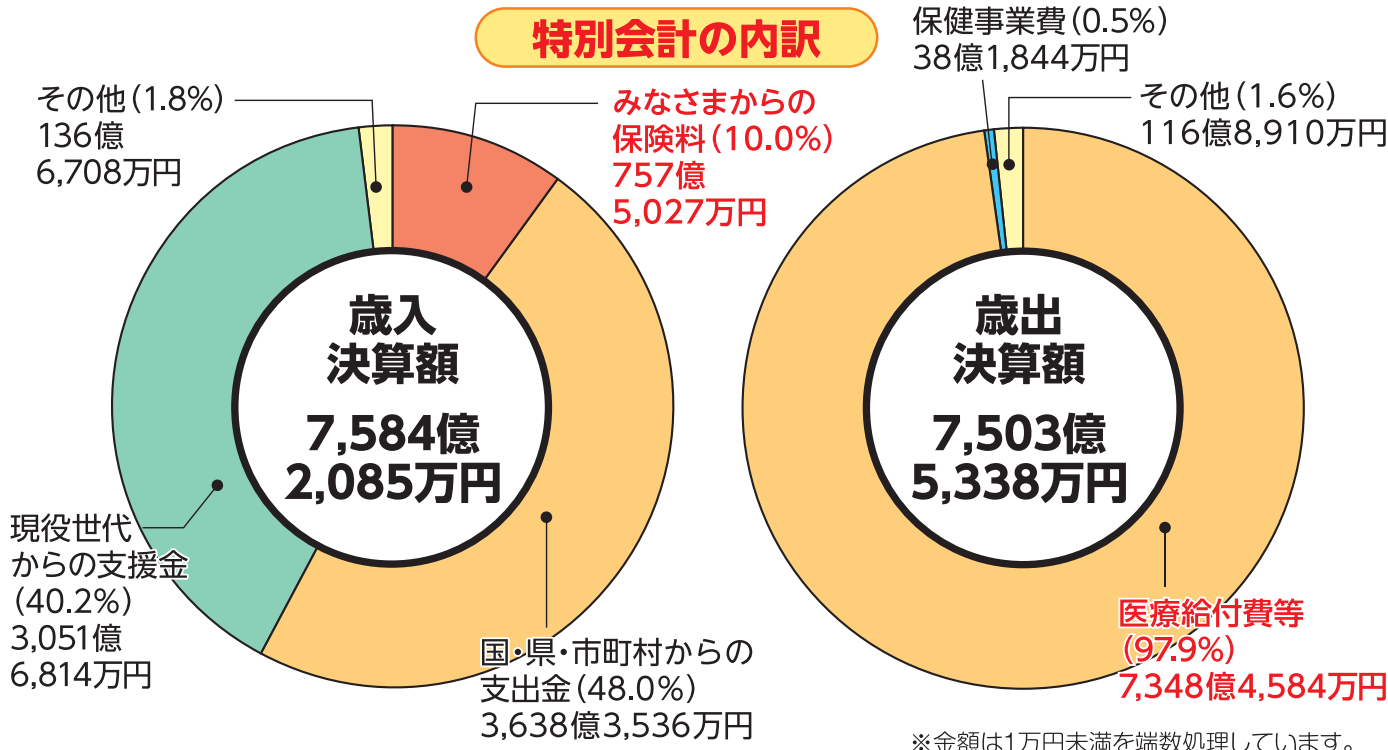




# 令和5年度の決算

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」の令和5年度決算は、歳入決算額(収入)7,584億2,085万円、歳出決算額(支出)7,503億5,338万円となりました。歳入歳出差引残額の80億6,747万円は、令和6年度へ繰り越しました。



# 令和6年第2回定例会が開かれました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が11月8日に開催されました。

定例会では、令和5年度一般、特別会計決算の認定議案など7件が審議され、可決しました。また、一般質問は、2人の議員が登壇し、後期高齢者医療広域連合の責務や職員体制のあり方などについて質問しました。(※第2回定例会の会議録は1月にホームページ掲載予定)

| 議決の結果 (議案名中『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略) |                                                           |      |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|------|
| (第2回定例会)                        |                                                           |      |
| ■議案第1号                          | 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            | 多数可決 |
| ■議案第2号                          | 第四次広域計画の改定について                                            | 多数可決 |
| ■議案第3号                          | 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について                                    | 多数認定 |
| ■議案第4号                          | 令和5年度特別会計歳入歳出決算の認定について                                    | 多数認定 |
| ■議案第5号                          | 令和6年度一般会計補正予算(第1号)                                        | 全会可決 |
| ■議案第6号                          | 令和6年度特別会計補正予算(第1号)                                        | 全会可決 |
| ■議案第7号                          | 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について | 全会可決 |

## 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿 (議員定数54人) (令和6年11月8日第2回定例会 現在) 敬称略

| 市町村名  | 議員名    |
|-------|--------|
| 旭市    | 島田 恒   |
| 我孫子市  | 内田 美恵子 |
| いすみ市  | 半場 新一  |
| 市川市   | 増田 好秀  |
| 一宮町   | (欠員)   |
| 市原市   | 伊佐 和子  |
| 印西市   | 金丸 和史  |
| 浦安市   | 斉藤 哲   |
| 大網白里市 | 田辺 正弘  |
| 大多喜町  | 麻生 勇   |
| 御宿町   | 石井 芳清  |
| 柏市    | 佐藤 浩   |
| 勝浦市   | 松崎 栄一  |
| 香取市   | 久保木 清司 |
| 鎌ケ谷市  | 泉川 洋一  |
| 鴨川市   | 福原 三枝子 |
| 木更津市  | 渡辺 厚子  |
| 君津市   | 奈良輪 政五 |
| 鋸南町   | 青木 悦子  |
| 九十九里町 | 鎌田 貴俊  |
| 神崎町   | 石橋 伸一  |
| 栄町    | 大野 博   |
| 佐倉市   | 山本 英司  |
| 山武市   | 石川 和久  |
| 酒々井町  | 白井 則邦  |
| 芝山町   | 坂井 慶子  |
| 白子町   | 大多和 正夫 |
| 白井市   | 荒井 靖行  |
| 匝瑳市   | 石田 加代  |
| 袖ヶ浦市  | (欠員)   |
| 多古町   | 高坂 恭子  |
| 館山市   | 秋山 光章  |
| 千葉市   | 麻生 紀雄  |
| 銚子市   | 広野 恭代  |
| 長生村   | 石井 俊雄  |
| 長南町   | 加藤 喜男  |
| 東金市   | 伊藤 博幸  |
| 東庄町   | 桜井 莊一  |
| 富里市   | 荒野 峰之  |
| 長柄町   | 古坂 勇人  |
| 流山市   | 渡辺 仁二  |
| 習志野市  | 佐野 正人  |
| 成田市   | 神崎 利一  |
| 野田市   | 古橋 敏夫  |
| 富津市   | 平野 英男  |
| 船橋市   | 渡辺 賢次  |
| 松戸市   | 鈴木 智明  |
| 南房総市  | 阿部 美津江 |
| 睦沢町   | 島貴 孝   |
| 茂原市   | 金坂 道人  |
| 八街市   | 栗林 澄恵  |
| 八千代市  | 末永 隆   |
| 横芝光町  | 川島 富士子 |
| 四街道市  | 大谷 満子  |

◎は議長 ○は副議長  
※市町村名は五十音順

千葉県後期高齢者医療広域連合は、県内54市町村議会の議員のうちから選挙された議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃、予算案等を審議、議決する機関です。

次の広域連合議会定例会は、令和7年1月30日(木)開会予定です。

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター  
(後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ)

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

**0570-082070**

※通話料がかかります。

|                                     |                                       |                                      |                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 本紙、広域連合の運営について<br>総務課 ☎043-216-5011 | 保険料、被保険者証等について<br>資格保険課 ☎043-308-6768 | 保険給付、保健事業について<br>給付管理課 ☎043-216-5013 | 議会について<br>議会事務局 ☎043-216-5011 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085 電話番号のかけ間違いにご注意ください。

※先月ご案内させていただきました「インターネットによる予約」の QR コードに誤りがありました。  
深くお詫び申し上げますとともに、インターネットにてご予約される際は今回のチラシの QR コードをご利用ください。

## 【QRコード訂正】令和6年度 確定申告書及び 市民税・県民税申告書作成相談会のご案内

会 場：佐倉市立中央公民館（佐倉市鐺木町198番地3）  
開催期間：令和7年2月18日～3月14日まで（土・日・月を除く）  
時 間：9：30～15：30  
内 容：対面で申告書の作成補助を行います

### 申込方法

往復はがき、又は、インターネット（予約システム）による「事前予約制」です。  
裏面の申込要件をご確認の上、予約してください。  
電話・窓口での予約はできませんので、ご注意ください。

#### ■往復はがきによる予約 ※時間は指定できません。

氏名、住所、電話番号、希望日（第3希望まで）、同時に予約したいかたがいる場合はそのかたの氏名（同一世帯のかた1人まで）、返信用宛名を書いて、  
〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 市役所市民税課へ。

受付期間 12月16日（月）～1月20日（月）（必着。受付期間外に届いたものは無効）

#### 【往復はがきの書き方】

##### 往信面

切手マークが青色

|                                                                                                                                                                |                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <br>往信宛名面<br>〒285-8501<br>佐倉市<br>海隣寺町97番地<br>佐倉市役所<br>市民税課<br>確定申告<br>相談会担当 | ここには<br>何も記入<br>しないで<br>ください |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|

##### 返信面

切手マークが緑色

|                                |                                                                                                      |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご自分の<br>氏名、住所<br>を記入して<br>ください | 往信文面<br>・氏名・住所<br>・電話番号<br>・希望日<br>（第3希望まで）<br>※同時に予約した<br>いかたがいる場合<br>はそのかたの氏名<br>（同一世帯のかた<br>1人まで） |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ■インターネットによる予約 ※時間を指定できます。

市ホームページ（右記 QR コード）から希望の日程を予約してください。

受付期間 1月31日（金）午前9時から相談希望日の3日前まで（先着順）

※先月の回覧資料のものではなく、今回の QR コードを読み取ってください ⇒



裏面もご覧ください



## 相談会の申込要件

確定申告書の作成相談をご希望のかたは一定の要件があります。

下記のチェックリストで全ての要件を満たしていることを確認してからお申込みください。

（市民税・県民税申告書の作成の場合は所得、控除の種類の要件はありません。）

- ☐ 令和7年1月1日時点で佐倉市に住民票がある
- ☐ 給与や公的年金以外の収入はない  
※業務雑所得（報酬等）やその他雑所得（解約返戻金等）があるかたも作成できません
- ☐ 住宅借入金等特別控除の申告（年末調整済みのものを除く）はない
- ☐ 雑損控除の申告はない
- ☐ 外国税額控除の申告はない
- ☐ ふるさと納税以外の寄附金控除の申告はない
- ☐ 営業、農業、不動産、利子、株式、配当、山林、譲渡、一時、退職所得に関する申告はない
- ☐ 先物取引の申告はない
- ☐ 贈与税、消費税の申告はない
- ☐ 準確定申告（亡くなられたかた・国外に転出されるかたに係る申告）ではない
- ☐ 令和5年分以前の申告ではない（令和6年分以外の申告はできません）
- ☐ 繰越損失の申告はない
- ☐ その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告はない
- ☐ 当日、医療費控除の明細書は事前に作成したものを持参できる  
（明細書は、対象者ごとに受診した医療機関とその医療機関に支払った金額をまとめる必要があります）

## 申告書の提出のみのかたへ

開催期間中、館内の収受会場では、予約不要で「作成済み申告書」の提出を受付していますが、以下の点にご留意ください。

### ① 「控え」には収受印を押印しません

税務署の運用に従い、今回から**確定申告書等の税務署提出書類の「控え」には市の収受印を押印しません**。税務署提出の申告書の控えはお持ちにならないようお願いします。

### ② その他

- ・医療費控除については、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。（領収書は不要）
- ・提出窓口では、提出のみのかたの相談に応じることができませんので、疑問点等は税務署に確認してからご来場ください。  
（成田税務署 Tel 0476-28-5151）

開館30周年記念



生誕150年／没後70年

# 香取秀真

KATORI の眼 HOTSUMA

香取秀真

僕は先生と隣り住みたる為、

形の美しさを学びたり

——芥川龍之介



撮影：土門 拳(日本工房)

令和7年

1月31日[金]～3月23日[日]

休館日：月曜日 ただし、2月24日(月・祝)は開館し、2月25日(火)は休館。

開館時間：午前10時～午後6時(ただし、入館は午後5時30分まで)

一般：600(480)円／大学生：400(320)円／高校生以下無料 ( )内は、前売り及び20名以上の団体料金。

前売り券は、佐倉市立美術館、佐倉ハーモニーホール(佐倉市民音楽ホール)、佐倉市観光協会、JR佐倉駅前観光情報センターにて令和7年1月30日(木)まで販売。障害者手帳をお持ちの方はご本人と介助者1名無料。

主催：佐倉市／佐倉市立美術館

図版：上：香取秀真《瑞獣畫物》大正5(1916)年 個人蔵／下：土門拳(日本工房)《香取秀真肖像》昭和11(1936)年 福島県立美術館寄託

佐倉市立美術館!...[GC](#)